

阿南工業高等専門学校創造技術工学科会議規則

(令和4年4月1日)

(規則第34号)

(目的)

第1条 この規則は、阿南工業高等専門学校教員組織規則(昭和53年10月1日規則第5号)の規定に基づき、阿南工業高等専門学校創造技術工学科会議(以下「学科会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 学科会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 阿南工業高等専門学校運営委員会から付託された事項
- (2) その他学科の教育、研究及び運営に関する重要事項

(組織)

第3条 学科会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 創造技術工学科長(以下「学科長」という。)
- (2) 一般教養主任及び各コース主任

(議長)

第4条 学科会議に議長を置き、学科長をもって充てる。

2 議長は、学科会議を主宰する。

3 学科長に事故あるときは、あらかじめ学科長が指名した構成員がその職務を代行する。

(運営)

第5条

必要な場合は、学科会議を開催する。

(議事)

第6条 学科会議は、構成員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 学科会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

第7条 学科会議の事務は、総務課において処理する。

(構成員以外の出席)

第8条 学科長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学科会議の議を経て、学科長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年8月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 4 日から施行する。